解散公告

当社は、平成二十六年三月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

京都市南区西九条藤ノ木町九七番地
株式会社大和クリーン
代表清算人　恩庄　静香

解散公告

当互助部会は、平成二十六年三月十七日開催の理事会の決議により解散いたしましたので、当互助部会に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

大阪市天王寺区生玉町九番三号
大阪府浴場商業協同組合互助部会
代表清算人　浦田　充

解散公告

当社は、平成二十六年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

兵庫県神戸市中央区海岸通四丁目二番八号
株式会社ジェイ・エンタープライズ
代表清算人　大西　隆治

解散公告

当社は、平成二十六年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

兵庫県明石市大久保町高丘三丁目一番一号
二〇の一〇四　有限会社アルファ設計
清算人　井上　保

解散公告

当社は、平成二十六年三月二十日付の臨時株主総会の決議により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

岡山県笠岡市笠岡二六二五番地
株式会社井笠ボーリングセンター
清算人　藤原　秀敏

解散公告

当社は、平成二十六年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

山口県岩国市南岩国町五丁目四〇番一号
有限会社河田酒店
清算人　河田　敏文

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

香川県高松市番町五丁目七番一四号
特定非営利活動法人自立支援ホーム常生櫻
清算人　日高　良和

解散公告

当社は、平成二十六年三月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

高知県吾川郡いの町波川一八四六番地
いの株式会社
代表清算人　町田　哲夫

解散公告

当社は、平成二十六年三月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

福岡県北九州市八幡東区前田三丁目八番二一号
西日本石油株式会社
代表清算人　宮崎　彰文

解散公告

当社は、平成二十六年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

鹿児島市東俣町三八八八番地一一八
株式会社ナビサクセス
代表清算人　米永　茂男

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十六年二月四日に解散し、清算事務を行っています。当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

栃木県宇都宮市石那田町一四一一
清算法人篠井西部土地改良区
清算人代表　高橋　護

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年二月二十七日岐阜県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

岐阜県土岐市泉町大富二六九番地の一五
医療法人稲澤クリニック
清算人　平井　好三

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年八月二十三日開催の理事会の決議及び平成二十六年三月六日付静岡市保健所長の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

静岡市葵区黒金町五五番地
医療法人社団聖仁会
清算人　大石　一雄

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年二月二十一日兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

兵庫県尼崎市御園町五四番
阪神尼崎駅南地区市街地再開発組合
代表清算人　小田　輝彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年二月二十一日高松地方裁判所観音寺支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

香川県三豊市仁尾町仁尾丁一〇四五番地
宗教法人神宮寺
清算人　関村　学円

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

福岡県田川市大字猪国一五七三番地の五
財団法人白鳥保育園
清算人　松岡　勝博

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十月二十五日開催の理事会の決議並びに熊本県知事の認可により、平成二十六年二月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

熊本県八代市大村町五四七―二
医療法人犬塚歯科医院
清算人　犬塚　隆雄